



3年生特別号

2023年3月 発行

すぎちゅうがっこう せいとしどうつうしん
杉中学校 生徒指導通信

進木

進木【すぎ】・・・「杉」の語源。ぐんぐんと上に向かって、まっすぐに進む木の様子。

自分だけの「正解」をいざ探しにゆこう！

3年生のみなさん、ご卒業おめでとうございます。みなさんにとって中学校生活最後の学校行事「卒業式」、最後の学年行事「卒業の歌～正解～」、最後の HR。集大成の姿がみられることを期待しています。みなさんが歌う「卒業の歌～正解～」の歌詞にある『最後の問い』の答えはみつかりましたか？3月15日から春休みに入ります。過ごし方について、しっかりと読んで有意義な時間を過ごしましょう。

卒業式以降 卒業してもみなさんは3月31日まで杉中生です。以下の約束を守りましょう。

- ・来校時は制服、自転車は不可。
- ・校内での携帯、スマホ等の使用も禁止。
- ・授業時間中の来校は原則禁止。クラブ活動での来校は顧問に必ず許可を得ること。
- ・4月以降も、訪問時は職員室へ必ず寄る。
- ・授業時間中の来校は原則禁止。クラブ活動での来校は顧問に必ず許可を得ること。

【参考】
 (大阪府青少年健全育成条例・施行規則より)

- ・16歳未満の者を、遊技場（ゲームセンター等）、ボウリング場、カラオケボックス、漫画喫茶、インターネットカフェ等に、午後7時（保護者同伴の場合は午後10時）から翌日の午前5時まで立ち入らせてはなりません。
- ・保護者は、16歳未満の者を通勤・通学その他正当な理由がある場合を除き、午後8時から翌日の午前4時まで外出させないように努めなければなりません。

緊急の場合

交野警察署（緊急時は110番を。） : 072-891-1234

枚方市子どもの育ち見守り室「となとな」（家庭児童相談所） : 050-7102-3221

子ども悩み相談フリーダイヤル（大阪府） : 0120-7285-25（24時間）

杉中学校 : 050-7102-9240

～春休みの過ごし方～

絶対にしてはいけません

※法に触れたり条例で規制されたりしているもの・業界の自主規制によるもの

- ① 自転車運転の危険行為
 二人乗り 信号無視 車道の右側通行 傘の使用 スマホ・ゲーム機等の操作
 音楽を聴きながらの運転 無灯火運転 など
- ② バイクの運転・同乗
- ③ 薬物・危険ドラッグの所持・使用
- ④ 火遊び（爆竹や危険な花火など）
- ⑤ 有害玩具の購入・使用（模造銃刀類・エアガン等）
- ⑥ 放置自転車・バイク等の使用
- ⑦ 万引き・喫煙・飲酒
- ⑧ 深夜徘徊・無断外泊
- ⑨ 賭け事・お金やゲームなどの貸し借り
- ⑩ 線路への置石、軌道内への立ち入り
- ⑪ 私有地や空き家・田んぼなどへの侵入、落書きなどの器物破損
- ⑫ 子どもたちだけで、ゲームセンター・喫茶店・カラオケボックスへの出入り
- ⑬ アダルトサイト（出会い系サイト及びコミュニケーションサイトなど）へのアクセス

守りましょう

- ① 帰宅時刻を守る。こと。（遅くなり過ぎないこと！）
- ② 危険な場所（道路・駐車場・線路内等）や入ってはいけないところで遊ばないこと。
- ③ 遊技施設や商業施設（スケート場・ボウリング場・ショッピングモール・映画館等）へは、原則として保護者と行き、できるだけ早く帰宅すること。
- ④ 交通ルールを守り、事故に遭わないようにする。（歩行者の右側通行、横断歩道の活用等）
- ⑤ 外出する時は、行き先・用件・帰宅時刻・同伴者を家の人に告知許可を得る。
- ⑥ 知らない人の車に乗ったり、誘われてもついて行ったりしないこと。
- ⑦ 痴漢・恐喝の被害に遭いそうになったら、まず逃げて、近くにいる人に助けを求め、警察へ届けること。（学校への報告も忘れない）
- ⑧ 金品の貸し借りやおごりあいをしてない。
- ⑨ 無断外泊はもちろんのこと、用のない夜間外出はしないこと。
- ⑩ アルバイトは原則としてしないこと。
- ⑪ 図書館や市民センター等の公共施設等を利用する場合は、マナーを守ること。
- ⑫ スマホや携帯電話に関係したトラブルに気をつけること。（人を傷つけるような書き込み、ものの売買はしない等）自分や他人の画像をアップロードしない。
- ⑬ 電話による名簿などの聞き出しに注意すること。